

家畜ふん堆肥等の施用・流通について③

～畜産農家の皆様へ～

平成23年8月23日付の農林水産省通知で、放射性セシウム
の関係で家畜用の敷料の取扱いについて注意喚起がありまし
た。

1. 家畜用の敷料について

・放射性セシウム含有量が400Bq/kgを超えないものを使用してください。

・ただし、以下の場合には敷料が400Bq/kgを超えていても使用できます。

畜産農家が生産した堆肥が400Bq/kgを超えていないことを自ら確認して販売・譲渡・利用する場合

◎家畜ふん堆肥を販売または譲渡する場合、相手に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を提供してください。

※詳細は、神奈川県HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p363572.html>をご覧ください。

※ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

連絡先	担当者	電話
①横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課		①045-934-2371
②横須賀三浦地域県政総合センター地域農政推進課		②046-823-0210
③県央地域県政総合センター地域農政推進第一課		③046-224-1111
④湘南地域県政総合センター地域農政推進課		④0463-22-2711
⑤足柄上地域県政総合センター地域農政推進課		⑤0465-83-5111
⑥西湘地域県政総合センター地域農政推進課		⑥0465-32-8000
県畜産課畜産環境グループ	相内、松尾	045-210-4514

家畜の飼養管理にあたっては、今後は1～3について、特にご配慮をお願いします。

なお、神奈川県内の家畜ふん堆肥については、原則、放射性セシウムの検査の必要ありません。ただし、一部の堆肥は検査の必要がありますので、3. をご確認ください。

1. 敷料について

販売業者等に安全性を確認してから購入してください。

2. 飼料について

①流通粗飼料・濃厚飼料等

暫定許容値以下であることを、販売業者等に確認してから譲渡・購入してください。

②自給飼料

神奈川県内産のものは、暫定許容値以下であることが確認されています。

3. 堆肥について

・暫定許容値：400Bq/kg(製品重量)

・対象：全都道府県の牛・馬・豚・家きん等

●剪定枝およびパーク(樹皮)由来のチップを使用した堆肥については、3月11日以降に生産された上記の副資材を使用している場合、放射性セシウム濃度が高い可能性があるため、当面の間、ロット毎に検査の必要があります。

副資材は、下記の敷料と水分調整材を使用してください。

- ①原発事故(平成23年3月11日)以前に採取された植物性材料で、その後屋内等(放射性物質に被ばくされない状態)に保管されていた資材
- ②17都県※以外で採取された植物性材料で、その後、17都県以外あるいは屋内等に保管されていた資材
- ③木材の芯部分(樹皮部分を除く)を材料として製造され、その後、屋内等に保管されていた資材
- ④食品衛生法の暫定規制値をクリアしている食品の残渣(コーヒーかす等)で、屋内等に保管されていた資材

※神奈川県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、静岡県